

令和 8 年度 指導監査実施方針

【乳児等通園支援事業】

横浜市こども青少年局監査課

令和 8 年度は「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」に定める目標・方向性の実現に向け、全てのこどものウェルビーイングを支える取組や、子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出すための取組をはじめ、切れ目のない総合的なこども・子育て支援の充実を着実に推進していきます。様々な施策を展開する中で、こどもの安全・安心を確保する指導監査は重要な役割を担っています。

令和 8 年度から「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」が子ども・子育て支援法に基づき給付制度化されたため、法令に定められた基準を遵守しているかどうか、実地監査を中心にこども誰でも通園制度の監査を実施し、事業の質の確保・向上に取り組みます。

なお、こども誰でも通園制度の監査は施設の一般指導監査と併せて実施します。

《重点事項》

1 適正な事業運営の確保

- (1) 職員配置基準に定める職員数及び資格を満たしているか。
- (2) 安全計画を策定し、研修や避難・消火訓練等、安全対策を実施しているか。
- (3) 事故発生時の緊急対応等が適切に行われているか。また、事故の再発防止策を講じ、職員間で周知徹底しているか。
- (4) 職員の状況を把握するため、出退勤記録等が適正に整備されているか。

2 適切な乳児等通園支援の提供

- (1) こどもの人権に十分に配慮するとともに、こどもの性被害防止に向けた取組やこども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育を行っているか。
- (2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。食事の提供を行う場合、食事における誤嚥及び窒息、食物アレルギー・異物混入等の事故防止対策が徹底されているか。
- (3) プール活動・水遊び、園外活動時、送迎時、その他乳児等通園支援提供中の事故防止に配慮しているか。
- (4) こどもの発達を踏まえて必要な指導計画等を適切に作成しているか。
- (5) 提供する乳児等通園支援の質の評価を自ら行い、常に改善を図っているか。
- (6) 事業所の設備や環境を整え、保健的環境や安全の確保に努めているか。

3 適正で安全な食事の提供（食事の提供を行う場合）

- (1) 離乳、食物アレルギー等個々の状況を考慮し、対応しているか。
- (2) 調理従事者の衛生管理、食器・調理器具等の洗浄・消毒及び食品の適正な取扱い等、衛生的な環境整備に努めているか。
- (3) こどもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。

4 適正な会計処理の実施

- (1) 会計に関する諸記録や財産及び収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。
- (2) 特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。